

南相馬市告示第77号

南相馬市木造住宅等耐震化支援事業実施要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

南相馬市長 門馬 和夫

南相馬市木造住宅等耐震化支援事業実施要綱

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 木造住宅耐震診断者派遣事業（第3条—第14条）
- 第3章 木造住宅耐震改修支援事業（第15条—第26条）
- 第4章 ブロック塀等安全対策促進事業（第27条—第37条）
- 第5章 雑則（第38条—第40条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この告示は、地震に対する木造住宅の安全性の確保及び向上を図り、地震に強いまちづくりを推進するため、市内に存する木造住宅の所有者等が、当該住宅の耐震診断を希望する場合の耐震診断の実施を支援するとともに、耐震診断結果に基づき耐震改修を行う経費及び地震時における避難路沿道にある危険なブロック塀等の撤去や改修をする経費の一部に対し、予算の範囲内で補助金交付することについて南相馬市補助金等の交付等に関する規則（平成18年南相馬市規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会発行の「木造住宅の耐震診断と補強方法」に掲載されている一般診断法（以下「一般診断法」という。）に基づき、地震に対する安全性を診断することをいう。
- (2) 耐震診断者 耐震診断を行う者をいう。この場合において、耐震診断者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく登録を受けた建築士事務所に所属し、同法第5条に規定する建築士で、かつ、福島県が実施する木造住宅耐震診断の業務に必要な講習会を受講した者のうち、耐震診断者名簿に登録されたものとする。
- (3) 所有者等 木造住宅の所有者、賃借者又は購入予定者をいう。ただし、個人に限る。
- (4) 耐震基準 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章に規定する基準又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第3項第1号に基づき国土交通大臣が定める基準（平成18年国土交通省告示第185号「地震に対する安全上耐震関係規定に準じるものとして国土交通大臣が定める基準」）をいう。

- (5) 上部構造評点 建築物の各階、各方向について、保有耐力を必要耐力で除した値のうち、最少のものをいう。
- (6) 一般耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の住宅を1.0以上に補強又は改修を行う工事をいう。
- (7) 簡易耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満の住宅を0.7以上1.0未満に補強又は改修を行う工事をいう。
- (8) 部分耐震改修工事 耐震診断の結果、上部構造評点が0.7未満の住宅について、主たる居室に特化して補強又は改修を行う工事で、福島県知事が定める技術基準に適合させる工事をいう。
- (9) 現地建替工事 耐震診断の結果が上部構造評点1.0未満の住宅を解体し、同一敷地内に耐震基準を満たす住宅を新築する工事をいう。
- (10) ブロック塀等 コンクリートブロック塀、レンガ塀、石塀、その他の組積造の塀（門柱を含む。）をいう。
- (11) 安全対策に要する経費 ブロック塀等の取り壊し、改修又は建替えのための経費、取り壊した廃棄物の運搬及び処分のための経費。ただし、改修又は建替えのための経費は、解体されるブロック塀等の長さまでとする。
- (12) 補助事業者 木造住宅においてはこの要綱の定めにより補助金の交付を受けて、木造住宅の耐震改修工事又は現地建替工事を行う住宅の所有者等とし、ブロック塀等においては所有者（個人に限る。）であって、補助金の交付対象となる者をいう。

第2章 木造住宅耐震診断者派遣事業

（対象住宅）

第3条 耐震診断者の派遣対象となる木造住宅（以下「対象住宅」という。）は、市内に存し、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に工事着手し、建築された戸建て住宅であること（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が2分の1未満のもの）を含む。）。ただし、用途が住居以外の独立した物置等は除く。
- (2) 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅であること。
- (3) 過去に、この告示又は廃止前の南相馬市木造住宅耐震診断者派遣事業（平成18年南相馬市告示第254号、平成27年南相馬市告示第49号）に基づく耐震診断を受けていない住宅であること。

（対象者）

第4条 本事業の対象となる者は、対象住宅の所有者等で、市税を滞納していないものとする。

（業務の委託）

第5条 市長は、本事業に関する業務の全部又は一部を、耐震診断を行うことができる機関（以下「受託機関」という。）に委託することができる。

（派遣の申込み）

第6条 耐震診断を希望する対象住宅の所有者等（当該対象住宅が共有に係るものである場

合は、当該共有者がそれらの者のうちから選任した代表者1人をいう。)は、構造的に独立した棟ごとに、木造住宅耐震診断者派遣事業木造住宅耐震診断者派遣申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 対象住宅の位置図
 - (2) 納税証明書(原本)
 - (3) 対象住宅の建築確認通知書又は平面図等がある場合はその写し
 - (4) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (派遣の決定)

第7条 市長は、前条の規定による派遣の申込みがあったときは、派遣する耐震診断者を決定し、木造住宅耐震診断者派遣事業木造住宅耐震診断者派遣決定通知書(様式第2号)により当該申込者(以下「派遣依頼者」という。)に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定通知書の内容に変更が生じたときは、当該通知書の内容を変更することができる。

3 市長は、前項の規定に基づき決定通知書の内容を変更したときは、木造住宅耐震診断者派遣事業木造住宅耐震診断者派遣決定変更通知書(様式第3号)により、速やかに派遣依頼者に通知するものとする。

(派遣の辞退)

第8条 派遣依頼者は、前条第1項に定める決定通知書を受けた後において耐震診断者の派遣を辞退するときは、速やかに木造住宅耐震診断者派遣事業木造住宅耐震診断者派遣辞退届(様式第4号)を市長に届け出なければならない。

(派遣決定の取消し)

第9条 市長は、派遣依頼者が次のいずれかに該当すると認めるときは、第7条第1項による派遣の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により派遣の決定を受けたことが判明したとき。
- (2) その他市長が不相当と認める理由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、その理由を付して、木造住宅耐震診断者派遣事業木造住宅耐震診断者派遣取消通知書(様式第5号)により当該派遣依頼者に通知するものとする。

(耐震診断者の派遣)

第10条 市長は、第7条第1項により耐震診断者を決定したときは、速やかに当該耐震診断者を派遣しなければならない。

(派遣に要する費用負担)

第11条 耐震診断者の派遣を受けた派遣依頼者は、一の診断につき7,000円を、耐震診断終了後に受託機関に支払うものとし、その他、耐震診断者の派遣に要する費用は、市が負担するものとする。

(診断結果等の通知)

第12条 受託機関は、耐震診断等の結果を速やかに市長に提出するものとする。

2 受託機関は、耐震診断等の結果を木造住宅耐震診断者派遣事業耐震診断等結果通知書(様

式第6号)により申込者に通知するものとする。

(派遣依頼者に対する情報の提供、助言及び勧告)

第13条 市長は、派遣依頼者に対して、耐震診断結果に基づき対象住宅の地震に対する安全性の確保のために情報の提供、助言及び勧告を行うことができる。

(耐震診断者等の責務)

第14条 耐震診断者及び受託機関は、この事業に関し知り得た個人情報を第三者に漏らすてはならない。

2 耐震診断者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 耐震診断に関し、派遣依頼者から第11条に規定する費用負担額以外の金銭等を受け取ること。
- (2) 派遣依頼者に対し、不必要な改修を勧めること。
- (3) その他耐震診断者としてふさわしくない行為を行うこと。

第3章 木造住宅耐震改修支援事業

(補助対象住宅等)

第15条 補助の対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、市内に存し、次に掲げる要件に全て該当するものとする。

- (1) 所有者等が自ら居住する専用又は併用住宅(店舗等の用に供する部分の床面積が2分の1未満のもの)であるもの。ただし、用途が住居以外の独立した物置等は除く。
 - (2) 昭和56年5月31日以前に工事着手し建築された木造住宅で、在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下のもの
 - (3) 福島県木造住宅耐震診断(一般診断法)実施要領又は同要領に準ずる耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たさないもの
 - (4) 現地建替工事の場合は、避難路沿道に存するもの
 - (5) 補助金の交付決定年度内に、耐震改修工事又は現地建替工事が完了するもの
- 2 前項の場合において、この告示又は廃止前の南相馬市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱(平成20年南相馬市告示第31号、平成27年南相馬市告示第48号)の交付を受けて改修した住宅に対しては、再び補助金の交付をしないものとする。

(補助の対象者)

第16条 この告示による木造住宅耐震改修支援事業補助金の交付を受けることのできる者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 福島県木造住宅耐震診断(一般診断法)実施要領に基づく耐震診断を受けた者又は同要領に準ずる耐震診断を受けた者
- (2) 前条に規定する住宅の所有者等で、かつ、一般耐震改修工事、簡易耐震改修工事、部分耐震改修工事のいずれかの耐震改修工事又は現地建替工事を行う者
- (3) 市民税等を滞納していない者

(補助対象経費)

第17条 補助の対象となる経費は、建築士法第2条第1項に規定する建築士の資格を有するものが設計及び工事監理を行う第2条第6号から同条第8号までに規定する耐震改修工

事（耐震改修に伴い必要となる内外装工事等を含む。以下同じ。）又は現地建替工事に要した費用とする。

（補助金の額）

第18条 補助金の額は、次に掲げる耐震改修工事の区分に従い、当該工事に定める額とする。ただし、高齢者向け耐震改修融資への利子補給を受ける場合は当該交付額を2分の1とする。

なお、加算金として改修及び建替工事費の10分の1の額（当該交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）について20万円を限度として補助する。

- (1) 一般耐震改修工事 耐震改修工事に要する費用の5分の4以内かつ115万円以内の額
- (2) 簡易耐震改修工事 耐震改修工事に要する費用の5分の4以内かつ69万円以内の額
- (3) 部分耐震改修工事 耐震改修工事に要する費用の5分の4以内かつ69万円以内の額
- (4) 現地建替工事 建替工事に要する費用の5分の4以内かつ115万円以内の額。

（補助金の交付申請）

第19条 規則第4条第1項の申請書は、耐震改修工事については木造住宅耐震改修支援事業（耐震改修工事）補助金交付申請書（様式第7号）、現地建替工事については木造住宅耐震改修支援事業（現地建替工事）補助金交付申請書（様式第8号）によるものとし、耐震改修工事又は現地建替工事に着手する前に市長に提出しなければならない。

2 規則第4条第2項に規定する書類は、次のとおりとする。

- (1) 一般耐震改修工事、簡易耐震改修工事、部分耐震改修
 - ア 補助対象住宅の位置図、配置図、平面図（現況及び補強後）、基礎伏図及び耐震補強詳細図
 - イ 補助対象住宅の工事着手前の写真
 - ウ 補助対象住宅の木造住宅耐震診断報告書の写し
 - エ 耐震改修工事請負契約書の写し又は見積書の写し（全体工事費及び対象工事費の分かるもの）
 - オ 実施設計時の耐震計算書
 - カ 建築士免許証の写し
 - キ 納税証明書（原本）
 - ク その他市長が必要と認める書類
- (2) 現地建替工事
 - ア 補助対象住宅の位置図、配置図、平面図
 - イ 補助対象住宅の工事着手前の写真
 - ウ 補助対象住宅の木造住宅耐震診断報告書の写し

- エ 建替工事請負契約書又は見積書の写し（全体工事費及び対象工事費の分かるもの）
- オ 納税証明書（原本）
- カ その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定等）

第20条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及びその額を決定するものとする。

2 規則第7条の規定による交付決定の通知は、木造住宅耐震改修支援事業補助金交付決定通知書（様式第9号）によるものとする。

（変更の承認申請等）

第21条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、規則第6条第1項第1号又は同項第2号の規定に基づき市長の承認を受けようとする場合は、木造住宅耐震改修支援事業補助金変更（廃止・中止）承認申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、これを適当と認めるときは、当該申請した者に対し、木造住宅耐震改修支援事業補助金変更（廃止・中止）承認通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（申請を取り下げることのできる期日）

第22条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、補助金の交付の決定の通知を受理した日から起算して15日を経過した日とする。

（交付決定の取消し）

第23条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当したときは、第20条の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付決定受けてことが判明した場合。
- (2) その他、市長が不相当と認める場合。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その理由を付して、木造住宅耐震改修支援事業交付決定取消通知書（様式第12号）により補助事業者に通知しなければならない。

（実績報告）

第24条 規則第13条の規定による実績報告は、木造住宅耐震改修支援事業補助金実績報告書（様式第13号）によるものとし、次に掲げる書類を添えて、当該事業完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 一般耐震改修工事、簡易耐震改修工事、部分耐震改修
 - ア 建築士が発行する住宅耐震改修証明書
 - イ 耐震改修に要した費用を証するもの（工事に係る領収書等の写し）
 - ウ 補助対象住宅の工事施工前、施工中及び施工後の写真
 - エ その他市長が必要と認める書類
- (2) 現地建替工事

- ア 補助対象住宅の確認済証、検査済証
- イ 耐震改修に要した費用を証するもの（工事に係る領収書等の写し）
- ウ 補助対象住宅の工事施工前、施工中及び施工後の写真
- エ その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第25条 規則第13条の規定による実績報告書の提出があった場合、当該書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、木造住宅耐震改修支援事業補助金交付額確定通知書（様式第14号）により通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第26条 市長は、前条の規定による補助金額の確定後に、補助金を支払うものとする。

2 補助金の交付決定を受けた補助事業者は、前項の支払を受けようとするときは、木造住宅耐震改修支援事業補助金交付請求書（様式第15号）に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

第4章 ブロック塀等安全対策促進事業

（補助の対象）

第27条 補助の対象となるブロック塀等は次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 市内に存すること。
- (2) 避難路沿道に面し、地震等により倒壊のおそれのあること。
- (3) 道路面からの高さが1メートル以上であること。
- (4) 建築基準法施行令第61条又は第62条の8の規定に適合すること又は既存不適格（昭和56年5月31日以前に築造されたもの）であること。
- (5) 他の制度による補助金の交付を受けていないこと。

（補助の対象者）

第28条 この告示によるブロック塀等安全対策促進事業補助金の交付を受けることのできる者は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) ブロック塀等の所有者。ただし、個人に限る。
- (2) 同一敷地内で既にこの告示により補助を受けたものがない者
- (3) 市民税等を滞納していない者

（補助金の額）

第29条 補助金の額は、ブロック塀等の安全対策に要する経費の2分の1以内かつ10万円以内の額とする。なお、加算金としてブロック塀等の安全対策に要する経費から20万円を控除した額の2分の1の額（当該交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。）について5万円を限度として補助する。

（補助金の交付申請）

第30条 規則第4条第1項の申請書は、ブロック塀等安全対策促進事業補助金交付申請書（様式第16号）によるものとし、ブロック塀等の取り壊し、改修又は建替えに着手する前に市長に提出しなければならない。

- (1) 見積書の写し
- (2) 現況写真
- (3) ブロック塀等の位置図
- (4) 事業内容を示す図面又は仕様の分かる資料
- (5) ブロック塀等点検表（様式第17号）
- (6) 納税証明書（原本）
- (7) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定等）

第31条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及びその額を決定するものとする。

- 2 規則第7条の規定による交付決定の通知は、ブロック塀等安全対策促進事業補助金交付決定通知書（様式第18号）によるものとする。
（変更の承認申請等）

第32条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者が、規則第6条第1項第1号又は同項第2号の規定に基づき市長の承認を受けようとする場合は、ブロック塀等安全対策促進事業補助金変更（廃止・中止）承認申請書（様式第19号）を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更は、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、これを適当と認めるときは、当該申請した者に対し、ブロック塀等安全対策促進事業補助金変更（廃止・中止）承認通知書（様式第20号）により通知するものとする。
（申請を取り下げることのできる期日）

第33条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、補助金の交付の決定の通知を受理した日から起算して15日を経過した日とする。
（交付決定の取消し）

第34条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次のいずれかに該当したときは、第32条の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により補助金の交付決定受けてことが判明した場合。
 - (2) その他、市長が不相当と認める場合。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その理由を付して、ブロック塀等安全対策促進事業交付決定取消通知書（様式第21号）により補助金の交付決定を取り消した者に通知しなければならない。

（実績報告）

第35条 規則第13条の規定による実績報告は、ブロック塀等安全対策促進事業補助金実績報告書（様式第22号）によるものとし、次に掲げる書類を添えて、当該事業完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- (1) 領収書等の写し
- (2) ブロック塀等の取り壊し、改修又は建替えの施行前、施工中及び施工後の写真

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定)

第36条 規則第13条の規定による実績報告書の提出があった場合、当該書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、ブロック塀等安全対策促進事業補助金交付額確定通知書(様式第23号)により通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第37条 市長は、前条の規定による補助金額の確定後に、補助金を支払うものとする。

2 補助金の交付決定を受けた者は、前項の支払を受けようとするときは、ブロック塀等安全対策促進事業補助金交付請求書(様式第24号)に必要な書類を添えて、市長に提出するものとする。

第5章 雑則

(財産の処分の制限)

第38条 補助金の交付を受けた者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年の期間内において、補助金の交付を受けた住宅又はブロック塀等を処分しようとするときは、あらかじめ、財産処分承認申請書(様式第25号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(会計帳簿等の整備等)

第39条 補助金の交付を受けた者は、補助金の収支状況が判明する書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第40条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(南相馬市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱の廃止)

2 南相馬市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱(平成27年南相馬市告示第48号)は、廃止する。

(南相馬市木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱の廃止)

3 南相馬市木造住宅耐震診断者派遣事業実施要綱(平成27年南相馬市告示第49号)は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。